

**令和3年3月**  
**丸亀市農業委員会定例総会**  
**議事録**

**令和3年3月19日開会**

**丸亀市農業委員会**

## 令和3年 3月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和3年3月19日（金） 午前9時30分～午前10時50分

開催場所 丸亀市役所 本館2階第3会議室

出席委員 16人

農業委員 16人

- |          |          |           |           |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 5. 横井 英明 | 9. 久米 彰義  | 13. 谷本 公紀 |
| 2. 宮武 雅毅 | 6. 葛原 忠嗣 | 10. 松岡 正雄 | 14. 登倉 賢仁 |
| 3. 尾野 弘季 | 7. 大口 年昭 | 11. 松岡 繁  | 15. 大林 孝行 |
| 4. 石井 廣喜 | 8. 高吉 和博 | 12. 平池 收  | 16. 松下 孝江 |

欠席委員 0人

農業委員 0人

※農地利用最適化推進委員は召集していません。

## 農業委員会事務局出席者

事務局長 小西 裕幸  
事務局次長 大西 良明  
主 査 岩崎 正英  
主 任 中山 弘美  
副主任 山根 大雅

## 議事日程

### 農政に関する議題

1. その他

### 報 告

1. 定例農家相談会開催結果について
2. その他

### 土地に関する議題

- 議案第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第14号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第16号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第17号 非農地証明願について  
議案第18号 許可後の事業計画変更申請について  
議案第19号 農地改良に係る届出書受理後の事業計画変更の届出について

### 報 告

- 報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

## 令和3年3月丸亀市農業委員会定例総会議事録 午前9時30分 開会

●事務局長（小西裕幸君） 皆さん、おはようございます。会議を始めるに当たりまして、本日から録音のシステムが変わっていますので、発言される方は、番号と名前を言われまして、ご発言ください。マイクをお持ちしますので、マイクが来てからお願いします。

それでは、ただいまから令和3年3月の農業委員会総会を開会いたします。本日、机の上にお配りしました資料の確認をお願いします。①総会の次第（裏面に定例農家相談の開催結果と、次回の日程）、②カラー刷りで次期香川県農業・農村基本計画骨子案の概要、③A4で1枚ものになります、農地転用許可基準の概要、④農地転用許可に係る審査基準です。それから、チラシですが、集落営農通信、農政情報、普及センターだよりを置いてあります。皆さん、不足等ありましたら、言ってください。

それでは、活動記録簿をお出しください。本日の総会出席も忘れずに、お隣の方と確認しながら出席の記載をお願いいたします。持参されていない方は、帰宅後、記入をお願いします。それから、携帯電話は電源を切るかマナーモードをお願いします。それでは、ただいまから令和3年3月定例総会を開会いたします。会長、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） おはようございます。今年もはや、桜の花が咲く時期になって参りました。農業委員会も新しいメンバーになりまして、もうはや8か月が過ぎました。この間、新型コロナウイルスによりまして、活動もいろいろと制限をされてきました。推進委員も2か月休んでいただいたのですが、今月は午後、連絡会を開くことにしています。一方、農業・農村の現状を見ても、先般、2020年の農林業センサスが公表されましたが、農業従事者がこの10年間で30%も減少したというようなことが新聞に載っていました。まさに農業・農村の緊急事態宣言をしてもいいような、そういう厳しい状況だと思っています。政府が進める農業の効率化、また大規模化による施策、それを全国一律に当てはめると、香川県のような、ため池を中心とする、小さな農業のところは非常に大きな歪みができると思います。小さな農家は採算が合わないから、もう辞めていくと、そういう結果になると思います。そういうところで、香川の、また、丸亀の農業・農村をどうしていくかということを、しっかり考えていかなければなりません。ぜひ、農業委員の皆さんも危機感を持って取り組んでいただきまして、また、コロナの関係で、大人数では集まりませんので、各地域で農業委員中心に推進委員といろいろ意見交換をして、地域の活性化に取り組んでいただき、また毎月行っている総会で、こういうことしたと、提言なり、意見交換なりしていただければ、ありがたいなと思っています。

それでは議事に入らせていただきます。本日の出席が16人全員でして、過半数の方が出席されていると

いうことで総会が成立していることを報告いたします。本日の議事録署名委員は、2番の宮武副会長と3番の尾野委員にお願いいたします。農政に関する議題に入りたいと思います。本日の議題を事務局より読み上げを行います。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。農政に関する議題といたしまして、議題1「その他」といたしまして、「次期香川県農業・農村基本計画骨子案の概要」についてです。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） ちょうど皆さんのお手元に、「次期香川県農業・農村基本計画骨子案の概要について」というのが入っていると思います。2,000㎡以上の転用については、高松で審議委員会を開いて、協議をしています。そのあとで、県の農政課から説明があった資料です。協議というのではなくて、報告をさせていただきたいと思います。国の方でも食料・農業・農村基本計画というのを5年ごとに見直すということで、昨年の3月に閣議決定されたところです。香川県でも、5年ごとに基本計画を見直しをするということで、この3月で、その基本計画が終わって、新しい基本計画になるということの案です。ですから、本当なら今頃できていなければならないわけですが、県全体として、農業以外も含めた、全体としての基本計画を、1年遅れで作るといようなことになっているようです。そのすり合わせがあるということで、この基本計画の概要に肉付けされるのは、今年の秋頃になるというようなことでした。そして、左側の上の枠の中をご覧ください。香川県農業の現状ということで、農業従事者の減少や高齢化、グローバル化の進展による競争激化、集落機能の低下など、農業農村を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。また、中山間地域を中心に、農業人口が減少し、農業生産のみならず地域コミュニティの維持が困難になることも懸念されています。一方で、新規就農者が一定数確保され、担い手の経営規模も拡大傾向にあり、ブランド農産物の生産拡大が図られるなど明るい兆しも見られています。下には項目ですが基幹的農業従事者、これもご覧のようにセンサスの結果ですから、左側が平成22年、右側が令和2年ということで、30%減少しております。1戸当たり経営耕地面積は、小さい農家が辞めたということで、規模が若干大きくなっています。それから農業産出額は少し増えています。それからほ場整備率は38.2%と、少しずつ増えています。それから、多面的機能支払いの活動支援面積というのは約2倍になっています。基幹的農業従事者の平均年齢は、69.4歳が71.3歳になったということで高齢化が進展をしています。それから新規就農者数は98人が131ということで、率にすれば大きいのですが、絶対量は非常に少ないということです。それから、担い手の農地集積率、国としては全国平均で80%集積するという目標ですが、香川の場合は、26.8%が28.1%ということで、若干、集積が進んでいますが、これを見る限り、もう限界に近いということです。それから、右に本県農業を取り巻く環境の変化があります。一つは人口減少と国内需要量の変化です。国内需要が縮小しています。消費者

ニーズが多様化してきています。それからグローバル化の進展ということで、輸入量増加や価格低下が懸念されています。インバウンド増加、外国人観光客の消費活動が一時増えていましたが、コロナウイルスの関係で大幅に低下しています。それから、大規模自然災害リスクの高まりということで、地球温暖化の影響が非常に深刻化しています。台風の大型化とか、鳥インフルエンザ等のウイルスについても温暖化が影響していると言われています。それから社会全体のデジタル化の推進。新型コロナウイルス感染症の拡大。持続可能な開発目標の取り組み状況ということで、SDGsです。「田園回帰」志向の高まりです。また、左下に基本目標

と3つの基本方針とあります。Ⅰ儲かる農業の推進です。意欲ある担い手の確保・育成とスマート農業の推進等による生産性の向上により、「儲かる農業」を実現し、職業としての農業の魅力を高めます。Ⅱ豊かな食の提供。Ⅲ魅力ある農村の実現で、3つの基本方針となっています。右下に施策体系です。一つ目に担い手の確保・育成。①新規就農者の確保、②多様な担い手の育成・支援、③農業経営力の向上となっています。二つ目に農産物の安定供給、三つ目に農産物の需要の拡大。①戦略的な販売促進・情報発信の実践、地産地消の推進となっています。四つ目に生産性を高める基盤整備。①農地集積・集約化と農地の確保、②農地・水利施設の整備、③スマート農業の推進、④ため池の防災・減災対策、⑤防疫体制の整備となっています。五つ目に活力あふれる農村の振興。①多面的機能の維持、②農村の活性化、③鳥獣被害防止対策の推進となっています。以上です。

それでは次の、その他の議題に入ります。事務局、ありませんか。

●事務局長（小西裕幸君） その他についてはありません。

●会長（松岡繁君） それでは、報告・連絡事項に移ります。報告1「定例農家相談会の開催結果」について事務局から報告いたします。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。前回の農家相談開催結果を報告いたします。次第の裏側をご覧ください。飯山市民総合センター開催分は、令和3年2月26日金曜日、谷本委員で、市役所本庁開催分は3月5日金曜日、高吉委員で、綾歌市民総合センター開催分は、3月10日水曜日、平池委員で、それぞれ9時から正午まで行い、本庁開催時に1件相談がありました。相談内容は、自分が借りて耕作していた農地の所有者が亡くなり、子が相続をしましたが、その子が突然、訪れて、これまで農地を勝手に使っていたが、これは自分の農地なので返すようにと言われたそうです。申請者はなくなった親から何年もその農地を借りていて、子は近くに住んでおらず、返すのはいいが、農地が荒れてしまうので、どうすればよいかとの相談がありました。その農地を調べると、使用貸借の権利設定がされていて、平成26年から令和6年までの基盤強化法による貸借が設定されておりました。この契約では、たとえ地権者がなくなったとしても、耕作の権利

は、契約の期間内は残りますので、当事者同士の同意が無ければ解約をすることはできません。このことを説明いたしまして、契約期間が終われば、子に耕作権は戻ること、それから途中で解約して、耕作権が戻れば、今度は子が農地の管理を行うことになることを説明していただき、子が遠くに住まわれているということです。これまで同様の方が、いいのではないかと話をされてはどうかという提案をさせていただきました。次回の農家相談の開催予定についてお知らせします。飯山市民総合センター開催分は、3月29日月曜日、大林副会長で、市役所本庁開催分は4月5日月曜日、大西委員で、綾歌市民総合センター開催分が、4月12日月曜日、久米委員の担当で、3月は午前9時から正午まで、4月に入りましたら、午前9時から11時までの受付で行います。「農家相談の手引き」をお持ちの上、ご出席よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） ただいまの報告についてご質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 事務局、その他の報告事項はありませんか。

●事務局長（小西裕幸君） その他はありません。

●会長（松岡繁君） 続いて、農地に関する議題に移りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。土地に関するに関する議題といたしまして、

議案第13号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、

議案第14号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、

議案第15号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、

議案第16号「農用地利用集積計画の決定について」、

議案第17号「非農地証明願について」、

議案第18号「許可後の事業計画変更申請について」、

議案第19号「農地改良に係る届出書受理後の事業計画変更の届出について」、

報告といたしまして、

報告第7号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） それでは議案第13号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 失礼します。それでは、議案の1ページをご覧ください。座って説明いたします。位置図と一緒に、ご審議よろしくお願いたします。議案第13号「農地法第3条第1項の規定による許

可申請について」です。案件は3件です。

1番、飯野町西分・・・合計面積785.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化による経営規模の縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

2番、垂水町・・・面積66.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人の要望により、贈与による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

3番、飯山町東坂元・・・合計面積4,391.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化による経営規模の縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ贈与による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

以上3件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できる見込まれる全部効率利用要件、また、農作業に従事すると見込まれる日数について、同項第4号の農作業常時従事要件、及び第5号の耕作の用に供する30アールの下限面積要件、並びに第7号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止要項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えております。ご審議、よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明は終わりました。ただいまの説明に対しご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようですので、採決をいたします。議案第13号「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から3番の各案件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ありがとうございます。ご異議ないようでありますので、議案第1号農地法第3条許可申請3件は、原案の通り許可することに決定いたしました。

次に議案第14号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 2ページをお開きください。議案第14号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」です。案件は2件です。

1番、中津町・・・合計面積590.98㎡【議案読み上げ】

この申請地は、昭和60年頃、農地を造成し、隣接する宅地への進入路として利用していました。また、申請地の一部においては、建物を建築し納屋として利用していましたが、今回、当該地について、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、一部農用地区域内農地ですが、令和2年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2番、飯山町東坂元・・・合計面積453.75㎡【議案読み上げ】

この申請地は、平成11年頃、農地を造成し、宅地への進入路として利用していましたが、今回、当該地について農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き進入路として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により、転用できるものと考えます。

以上2件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないものと確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題ないものと考えています。ご審議、よろしくをお願いします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようですので、採決をいたします。議案第14号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から2番の各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようでありますので、本案件につきましては、許可相当として委員会意見書添付の上、県へ進達することといたします。

それでは議案第15号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 3ページをお開きください。議案第15号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」です。案件は17件です。

1番、今津町・・・合計面積647.67㎡【議案読み上げ】

この申請地は、昭和62年頃、農地を造成し、隣接する宅地と一体利用していましたが、今回、当該地につい

て農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、所有権移転売買を行い、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、第1種中高層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

2番、今津町・・・合計面積646.67㎡【議案読み上げ】

この申請地は、1番の隣接地で、同様に昭和62年頃から、隣接する宅地と一体利用していました。今回あわせて無断転用の解消を図るため、賃貸借権の権利設定を行い、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、第1種中高層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

3番、津森町・・・合計面積1,545.05㎡【議案読み上げ】

この申請地を、平成10年頃、農地を造成し、・・・の駐車場として利用していました。今回、当該地について農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、所有権移転を行い、引き続き駐車場として利用するものです。申請地は、第1種住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

4番、山北町・・・合計面積539.26㎡【議案読み上げ】

この案件は、賃貸借権の権利設定を行い、・・・の送迎用駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

4ページをお開きください。

5番、柞原町・・・合計面積955.91㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、貸住宅7棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6番、郡家町・・・合計面積4,047.00㎡【議案読み上げ】

この案件は所有権移転売買を行い、分譲住宅14棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年12月に農振除外申請がされております。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7番、郡家町・・・面積148.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年12月に農振除外申請がされております。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5ページをお開きください。

8番、飯野町東二・・・合計面積728.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅2棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

9番、飯野町東分・・・面積253.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年12月に農振除外申請がされております。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

10番、飯野町東分・・・面積472.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6ページをお開きください。

11番、飯野町東分・・・合計面積325.27㎡【議案読み上げ】

この申請地は、平成28年頃、農地を造成し、駐車場として利用していました。今回、当該地について、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、使用貸借権の権利設定を行い、引き続き駐車場として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

12番、土器町西一丁目・・・合計面積1,009.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、特定建築条件付売買予定住宅5棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7ページにかけてですが、

13番、土器町西七丁目・・・合計面積2,955.66㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲13区画の造成整備を図るものです。申請地は、第1種低層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

14番、綾歌町岡田上・・・合計面積2,999.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、太陽光発電パネル6基の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるもの

と考えます。

15番、綾歌町岡田上・・・合計面積498.94㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。平成24年頃から申請地の一部において、造成した宅地と一体利用していましたが、農地法の許可申請を行っておらず、今回あわせて無断転用の解消を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年12月に農振除外申請がされております。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

8ページにかけてですが、

16番、飯山町川原・・・合計面積3,659.08㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅12棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

17番、飯山町東坂元・・・面積461.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、店舗兼住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、近隣商業地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

以上、17件申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準をすべて満たすものであることから問題ないものと考えます。ご審議、よろしくをお願いします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に対しご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようですので、採決をいたします。議案第15号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から17番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようですので、本案件17件は許可相当として、委員会意見書添付の上、県へ進達することといたします。

続きまして議案第16号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説

明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは、9ページをお開きください。議案第16号「農用地利用集積計画の決定について」です。9ページから40ページにかけて記載しています。これは、「農業経営基盤強化促進法」による農用地利用集積計画を行うものですが、農業委員会の決定を受けて、市が公告することで、貸借の効力が発生するというものです。

申請件数は合わせて57件、筆数133筆、面積123,819.39㎡です。詳細は表の通りです。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項等の要件をすべて満たしているものであり、問題ないものと考えます。以上、ご審議よろしくをお願いします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に対しご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようですので、議案第16号「農地利用集積計画の決定」について、57件につきましては、原案どおり処理していくことにいたします。

続いて議案第17号「非農地証明願について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 41ページをお開きください。議案第17号「非農地証明願について」です。案件は1件です。

1番、金倉町・・・面積15.00㎡【議案読み上げ】

この申請地は、既に農道として整備されており、現在まで農道として利用されているものです。

以上1件、「丸亀市非農地事務処理要領」における認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題ないものと考えております。以上、ご審議よろしくをお願いします。

●会長（松岡繁君） ただいまの説明に対し、ご質問、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようでありますので、議案第17号「非農地証明願」について、整理番号1番の案件につきましては、原案通り処理していくことにいたします。

続いて議案第18号「許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 42ページをお開きください。議案第18号「許可後の事業計画変更申請について」です。案件は2件です。

1番、飯野町東二・・・合計面積3,498.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成28年3月9日、分譲住宅15棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けてお

りましたが、諸般の事情により、工期の延長申請を行うもので、工期を当初計画の平成28年3月9日から令和3年3月8日までを、令和5年3月8日まで、2年延長して、工事の完了を図りたいとの申請がありました。

続いて43ページをご覧ください。44ページにかけてですが、  
2番、飯山町真時・・・合計面積4,250.55㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成29年5月17日、分譲住宅13棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けていましたが、諸般の事情により、工期の延長申請を行うもので、工期を当初計画の平成29年5月17日から令和2年5月16日までを、令和4年5月16日まで、2年延長して、工事の完了を図りたいとの申請がありました。以上、ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に対しご質問等はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようですので、議案第18号「許可後の事業計画変更申請」について、整理番号1番から2番の各案件につきまして、原案通り処理していくことといたします。

続いて、議案第19号「農地改良に係る届出書受理後の事業計画変更の届出について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは45ページをお開きください。議案第19号「農地改良に係る届出書受理後の事業計画変更の届出について」です。案件は1件です。

1番、飯山町東坂元・・・合計面積1,326.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和2年7月17日に、果樹の植栽のほか、花卉、野菜全般を作付けするにあたって、畑の利便性を高めるため、畑地造成を行う農地改良に係る届出書を受理していましたが、この度、工事完了時期が当初予定の令和3年2月1日を、令和3年7月31日までに延長して工事の完了を図りたいとの変更の届出があったものです。以上、ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に対しご質問等はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議のないようですので、議案第19号「農地改良に係る届出書受理後の事業計画変更の届出」について、整理番号1番につきましては、原案通り処理していくことといたします。

それでは報告事項に入ります。報告第7号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」を事務局から報告をいたしいたします。

●事務局次長（大西良明君） それでは、46ページをお開きください。報告第7号「農地法第18条第6

項の規定による通知確認について」です。

1番、垂水町・・・合計面積2,126.00㎡

この件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、自作のため、賃貸人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

報告は以上です。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に対しご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようです。それでは報告事項を終わります。以上で、3月総会の議案審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。これをもって閉会といたします。

●事務局長（小西裕幸君） 来月の定例農業委員会の開催日程についてお知らせいたします。来月は4月20日火曜日午前9時30分から、この東にできております新庁舎の2階201会議室で開催いたします。次回の議案書と一緒に位置図を送付しますので、参考にしてください。なお、今月は農地利用最適化推進委員連絡会を開催いたします。本日の午後から行います。

次に、現地調査についてお知らせいたします。農地転用等の締切日が4月5日月曜日になりますので、4月7日水曜日に現地調査を行います。関係委員には、6日に連絡いたしますので、予定を空けておいてください。

最後になりましたが、農業委員活動記録簿（苦情対応などしていただいたときに、活動報告の報酬の請求をしていただく用紙）の提出があります方は、26日金曜日までにご提出ください。遅れますと年度の支払いに影響しますので、よろしくお願ひします。綾歌・飯山の各市民総合センターの業務担当窓口でも構いませんので、よろしくお願ひします。

連絡は以上となります。本日はどうもありがとうございました。

（午前10時45分終了）